

上越市事業者経営支援金

申請マニュアル

○ 申請受付期間

令和3年3月3日(水) から 同年7月30日(金) まで

○ 申請方法

原則、申請書類は**郵送でご提出**ください。 ※令和3年7月30日(金)の消印有効

(宛先)

〒943-8601 上越市木田 1-1-3 上越市産業政策課 行

※新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、窓口での申請手続きによる「密集」「密接」を防ぐため、ご協力をお願いします。

○ 問合せ先

上越市 産業政策課 産業振興係 電話：025-526-5111

○ 申請に必要な書類の入手方法

① 上越市ホームページからダウンロード

上越市 事業者経営支援金

と検索してください。

(URL)

<https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/koho/coronavirus-keizai.html>

② 申請書類を郵送により提供

上記、問合せ先へお電話にてご依頼ください。

1 概要

新型コロナウイルス感染症の再度の感染者増加（第3波）の影響により、複数月にわたり著しく売上が減少している市内中小企業者等の事業継続を支援するため、支援金を交付します。

2 対象者

上越市内で事業を営む中小企業者等のうち、次の(1)(2)(3)の要件を満たすもの

※7ページの「中小企業者等の定義」を参照

(1) 次の全てに該当すること。

ア 法人：上越市内に本社又は店舗等を有すること

個人事業主：上越市内に住所があること又は店舗等を有すること

イ 2020年8月31日までに設立し、申請日時点において事業を継続しており、今後も事業を継続する意思があること。

ウ 本支援金の給付を受けていないこと。

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む事業者でないこと。

オ 政治団体、宗教上の組織又は団体でないこと。

カ 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団(上越市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年上越市条例第34号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))、暴力団員(同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、申請事業者の経営に実質的に関与していないこと。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア (確定申告を青色申告で実施している場合)

2020年11月から申請日の属する月の前々月 又は 2021年4月のいずれか早い月まで間の各月の売上高(売上台帳等で確認)が、2018年11月から2019年4月まで間のそれぞれ同月の売上高(確定申告の「法人事業概況説明書」又は「所得税青色申告決算書」の写しで確認)と比較して、すべての月で売上高が減少しているもの

イ (確定申告を白色申告で実施 又は 確定申告をしていない公益法人等で月次の売上が確認できない場合)

2020年11月から申請日の属する月の前々月 又は 2021年4月のいずれか早い月まで間の各月の事業収入が、2019年の年間事業収入額(確定申告の「収支内訳書」、「正味財産増減計算書」などの写しで確認)を12で割った額(月平均額)と比較して、すべての月で売上高が減少しているもの

ウ (2018年12月1日から2020年8月31日までの間に創業した場合)

2020年11月から申請日の属する月の前々月 又は 2021年4月のいずれか早い月まで間の各月の売上高(売上台帳等で確認)が、創業した日の属する月から12か月間 又は 2020年10月のいずれか早い月までの売上高(確定申告を青色申告で実施の場合は「法人事業概況説明書」又は「所得税青色申告決算書」の写しで、白色申告で実施の場合は売上台帳等で確認)の月平均額と比較して、すべての月で売上高が減少しているもの

(3) 次の全てに該当すること。

ア 2-(2)-ア～ウで行った売上比較において、連続する2か月で売上が25%以上減少 又は 連続する3か月で売上げが20%以上減少しているもの

イ 上記アの対象とした連続する月の中に、売上がない月が含まれていないもの

ウ 2019年4月から2020年10月までの間のうち事業を行っていない月が3か月以上でないもの

3 給付額

2-(2)-ア～ウで行った売上比較、月平均売上額について、下記の表に該当する欄の額を給付する。

		(★)		
		1,000万円超	500万円超 1,000万円以下	500万円以下
2020年11月以降 (～2021年4月) の各月の売上と	3か月連続して 50%以上減少	1,000千円	500千円	300千円
	2-(2)-ア： 2018年11月以降 (～2019年4月) の各月の売上を それぞれ同月で 比較	500千円	250千円	200千円
	2-(2)-イ： 2019年の年間事 業収入額を12で 割った額(月平均 売上)を比較	250千円	125千円	100千円
	2-(2)-ウ： 創業した日の属 する月から12か 月間又は2020年 10月のいずれか 早い月まで売上 の月平均売上を 比較			

※ ただし、この表の(★)で算定した月平均売上が、表中の額をよりも下回る場合は、当該月平均額を支援金の額とする

4 提出書類等

提出書類一覧 ※下記の提出書類のほか、追加資料を求める場合があります。		チェック リスト
申請書	1. 上越市事業者経営支援金交付申請書	<input type="checkbox"/>
添付書類	2. 確定申告書類 ○法人の場合 ・2018年、2019年、2020年の確定申告書の写し — 別表一の控えの写し — 法人事業概況説明書の控え(2枚(両面))の写し ○個人事業主の場合 【青色申告者】 ・2018年、2019年、2020年の確定申告書の写し — 所得税青色申告決算書の写し 【青色申告者以外】 ・2018年、2019年、2020年の確定申告書の写し — 収支内訳書(一般用)の写し ○公益財団法人等の場合 ・2018年、2019年、2020年の年間収入がわかる書類 — 事業活動収支計算書、正味財産増減計算書など ・履歴事項全部証明書 又は 根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類等 ○2018年12月1日～2020年8月31日に創業した場合 ・税務署へ届け出た開業届の写し ・創業日の属する年から2020年までの確定申告書の写し 【法人】 別表一、法人事業概況説明書の控え(2枚(両面))の写し 【個人事業主・青色申告】 所得税青色申告決算書の写し 【個人事業主・青色申告以外】 収支内訳書(一般用)の写し ※確定申告書の別表一の控えについての注意事項 ・確定申告書別表一の控えには、收受日付の押印(e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること、または、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付することが必要です。 ・連結納税の場合は、「連結納税の個別帰属額等の届出書」を提出してください。	<input type="checkbox"/>
	3. 2020年11月以降で売上比較の対象となる月の売上、事業収入が確認できる書類	<input type="checkbox"/>
	4. 申請書に記載した口座情報がわかる通帳等の写し ・通帳の場合、表紙及び1、2ページ目の写し	<input type="checkbox"/>
	5. 誓約書	<input type="checkbox"/>

※チェックリストにを記入し、必要書類がそろっているか再度ご確認ください。

5 給付の決定、連絡等

- (1) 本支援金は、提出書類の受理後、内容を審査し、適正と認められる場合に給付します。
- (2) 提出書類の審査において不備等があった場合には、電話にてご連絡し、必要書類の再提出等を依頼します。
- (3) 提出書類に不備がない場合には、市から連絡、通知は行わず、支援金を指定口座へ振り込みます。
- (4) 本支援金は、給付を決定後、概ね10日～14日で指定口座に振り込みますので、記帳するなどしてご確認をお願いします。

6 その他

- (1) 本支援金の給付に関して、必要に応じて、事業収入等に関する検査を行い、又は、報告、文書の提出を求めることがあります。
- (2) 本支援金の給付後に、申請内容に関して、虚偽や不正等が発覚した場合は、支援金の返還を求めます。

※ 中小企業等の定義

- (1) 下記の表の業種の区分に応じ、資本金又は従業員数のどちらかが表中の規定に該当する法人、個人事業主

業種	資本金	従業員数
① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

※中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者

- (2) 下記に該当する公益法人等

- ・ 公益財団法人
- ・ 公益社団法人
- ・ 一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）
- ・ 一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）
- ・ 学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。）
- ・ 社会福祉法人
- ・ 医療法人（医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2第1項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。）
- ・ その他「持続化給付金申請要領（中小法人等向け）」（令和2年5月9日経済産業省）に規定する公益法人等